

営業権の評価明細書

被相続人名

事業者	住所又は本店所在地	事業の内容	商号又は屋号	事業の開始年月	明治	年月	有償取得	取得額	円
	氏名又は名称				大正			取得年月日	

平均利益金額の計算	① 事業所得又は所得の金額	② 経常損益以外の損益の額	③ 支払利子及び手形割引料の額	④ 青色専従者給与額等	⑤ 企業主宰者等に支払った賃借料の額	⑥ 準備金勘定又は引当金勘定に繰り入れた金額	⑦ 所得の金額 (①±②+③+④+⑤+⑥)	⑧ 企業物価指数による修正率	⑨ 修正利益額 (⑦ × ⑧)
	年分又は事業年度								円
	前年分又は直前事業年度						①		⊖
	$(\text{⑨} + \text{⑩} + \text{⑪}) \times \frac{1}{3} =$				円・・・⑩ ⑪ 平均利益金額=⑦の金額と⑩の金額のうちいずれか低い方の金額 = 円				

企業者報酬の額の計算	平均利益金額 (⑪)	⑫ 平均利益金額の区分に応ずる企業者報酬の額	⑬ 100% ± (30%以内の増減割合)	⑭ 企業者報酬の額⑫×⑬
	円	円	%	円
	平均利益金額の区分	企業者報酬の額	平均利益金額の区分	企業者報酬の額
	200万円以上 300万円未満	900,000	1,500万円以上 2,000万円未満	4,000,000
	300万円以上 400万円未満	1,250,000	2,000万円以上 3,000万円未満	5,500,000
	400万円以上 500万円未満	1,600,000	3,000万円以上 5,000万円未満	7,000,000
	500万円以上 700万円未満	2,000,000	5,000万円以上 7,000万円未満	8,500,000
	700万円以上 1,000万円未満	2,500,000	7,000万円以上 1億円未満	10,000,000
1,000万円以上 1,500万円未満	3,000,000	1億円以上	平均利益金額の10%相当額	

総資産価額の計算	資産の種類	評価額	資産の種類	評価額
	土地及び土地の上に存する権利	円	債権 (売掛金等)	円
	建物及び構築物		預貯金・現金	
	機械器具			
	車両運搬具		その他	
	じゅう器備品 たな卸資産		合計	

(平均利益金額) (企業者報酬の額) (総資産価額) (営業権の持続年数に (超過利益金額) (相続税評価額) (超過利益金額) (営業権の持続年数に応ずる基準) (超過利益金額) (営業権の持続年数に応ずる基準) 年利率による複利年金現価率※)

\_\_\_\_\_ 円 × 0.5 - \_\_\_\_\_ 円 - ( \_\_\_\_\_ 円 × \_\_\_\_\_ ) = \_\_\_\_\_ 円

\_\_\_\_\_ 円 × \_\_\_\_\_ = \_\_\_\_\_ 円 …… ⑮

※営業権の持続年数は、原則として、10年とします。

営業権の価額	通常の企業の場合	⑦の金額と⑮の金額のうちいずれか低い方の金額 _____ 円
	営業権の価額が相当高額であると認められる著名な企業の場合	⑦の金額の3倍の金額と⑮の金額のうちいずれか低い方の金額 _____ 円

(平成十六年分以降用)

(注) 次に掲げる営業権については、相続税又は贈与税の課税価格に算入する必要はありません。

- 1 超過利益金額が5万円未満の企業の営業権
- 2 平均利益金額が200万円未満の企業の営業権
- 3 開業後10年(他人よりその企業を継続した場合は、その他人の営業期間と通算して10年とする。)に満たない企業の営業権
- 4 医師、弁護士等のようにその者の技術、手腕又は才能等を主とする事業で、その事業者の死亡とともに消滅すると認められるものの営業権 (資4-29-A4統一)